

治安維持法施行 100 年 憲法は希望

白神優理子講演

弁護士/八王子合同法律事務所所属

2025 年 4 月 26 日 (土)

14:00~16:00

自由民権記念館民権ホール

参加費 1000 円



主催 治安維持法賠償同盟高知県本部

後援 高知市教育委員会 * 申請中

お問い合わせ 森岡 090-9553-0377

○弁護士 白神 優理子 (しらがゆりこ) プロフィール

困っている方のために法律を使いたいと決意し、弁護士を志す。立命館大学法学部に入学し、中央大学法科大学院で学び、2013年12月弁護士登録。八王子合同法律事務所所属。年金請求・過労死事件等を多数担当。日本労働弁護団、過労死弁護団所属。憲法・労働法制などの講師活動に多数取り組む。

著書 弁護士白神優理子が語る「日本国憲法は希望」(平和文化)

共著 学校と教師を壊す「働き方改革」(花伝社)

■ 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 (略称：治安維持法賠償同盟) は、ふたたび戦争と暗黒政治の復活を許さないために1968年に設立しました。戦前の悪法で弾圧の被害を受けた犠牲者に国としての責任を認めさせ、謝罪させ、国家賠償をおこなうよう、法律の制定を要求する運動をすすめる全国組織です。

■ 治安維持法とは 国体の変革、私有財産制度の否定を目的とする結社の組織者と参加者を処罰する内容の法律。1925年(大正14)制定。当初の目的は、普通選挙法と日ソ国交樹立に対応して共産主義者の活動を取り締まることだったが、次第に反政府・反国策的な思想や言論の自由の抑圧の手段として利用された。45年廃止。